

れいわ ねん がつ にち
令和2年6月30日

ほごしゃかくい
保護者各位

やまとしきょういくいんかい
大和市教育委員会
がっこうきょういくか
学校教育課

しんがた かんせんしょう かくだい ともな
新 型 コロ ナ ウ イ ル ス 感 染 症 の 拡 大 に 伴 う
しゅうがくえんじょしんせい さいしゅうち し
就 学 援 助 申 請 の 再 周 知 に つ い て (お 知 ら せ)

やまとしきょういくいんかい けいざいてき りゆう しゅうがく こんなん みと じどうまた
大和市教育委員会では、経済的な理由により就学が困難と認められる児童又は
せいと ほごしゃ たい けいざいてきふたん けいげん ひつよう えんじょ おこな やまとししゅうがくえんじょ
生徒の保護者に対し経済的負担を軽減し、必要な援助を行う「大和市就学援助
じぎょう じっし
事業」を実施しています。

しゅうがくえんじょじぎょう げんそく ぜんねんど れいわがんねんど せたいぜんいん ごうけいしょとくきんがく
この就学援助事業は、原則、前年度(令和元年度)の世帯全員の合計所得金額に
にんてい ひにんてい はんてい しんがた かんせんしょうかくだい
て、認定、非認定の判定をしておりますが、このたびの新型コロナウイルス感染症拡大
えいきょう しゅうにゆう いちじる げんしょう ばあい とくべつじじょう しんさ しゅうがく
の影響により、収入が著しく減少された場合は、特別事情として審査します(就学
えんじょせいど しょうさい し かくにん
援助制度の詳細につきましては、市ホームページにてご確認ください)。

しんせいなど しょうさい うらめん かくにん ふめい てん
また、申請等の詳細については、裏面をご確認いただき、不明な点がありましたら、
がっこうきょういくか と あ
学校教育課までお問い合わせください。

せいかつ ほ ごじゅきゅうせたい ほんしんせい たいしょうがい ちゅうい
なお、生活保護受給世帯につきましては、本申請の対象外となりますのでご注意ください。
ださい。

といあわ さき
<問合せ先>

やまとしきょういくいんかい
大和市教育委員会
がっこうきょういくか
学校教育課

TEL:046—260—5208

【申請（手続き）について】

《これから就学援助費の受給申請をする場合》

- ・就学援助費受給申請書（世帯表）とともに申立書（就学援助費受給申請用）及び収入申告書（就学援助費受給申請用）を申請場所へ提出してください。

《既に就学援助費受給の申請をしており、審査において所得超過で非認定となった場合》

- ・申立書（就学援助費受給申請用）及び収入申告書（就学援助費受給申請用）を申請場所へ提出してください。

※申立書及び収入申告書については、市内市立小中学校、市役所学校教育課で配布しています。また、市ホームページからもダウンロードすることができます。

【申請期間】

- ・令和3年1月29日（金）まで

【審査方法】

- ・収入申告書に記載された半年分の収入を1年間の収入に換算したうえで、みなし所得額を算定し、そのみなし所得額が令和2年度就学援助認定基準額以下であれば、就学援助支給対象となります。
- ・なお、既に令和2年度就学援助費受給申請書を提出され、前年分の所得が認定基準を超過したことにより、非認定となった場合でも、再度申請（手続き）することができます。

【申請場所について】

- ・対象の児童生徒が在籍している市立小中学校
- ・大和市教育委員会学校教育課